第八十三条の二中「第七十条の三」を「第七十条の八」に、「においては」を「には」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（開票事務を選挙会事務に併せて行わないこととなつた場合の告示）

第八十三条の三　衆議院小選挙区選出議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、法第七十九条第二項の規定により当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行う旨の告示をした後に、都道府県の選挙管理委員会が法第十八条第二項の規定により開票区を設けたことにより当該選挙における選挙会の区域と開票区の区域が同一でなくなつた場合には、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない旨の告示をしなければならない。

第百四十一条の三第一項中「第二十三条の十七第一項」の下に「、第二十六条第二項」を加え、同条第二項中「第四項まで」を「第五項まで、第七十条の四第一項、第七十条の五第一項、第七十条の六第一項及び第六項、第七十条の七第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和元年六月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第十九条から第二十二条までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第五条から第八条までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

第百六条中「第七十条の三」の下に「、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八」を加え、同条の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項並びに第七十条の六第一項、第三項、第五項、第八項及び第十項	二人	各々三人
	一人	各々二人

第百八条第一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第六十二条第九項の項中「第六十二条第九項」を「第六十二条第十項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百九条中「及び第八項ただし書」を「、第八項ただし書及び第九項ただし書」に改める。

第百十四条中「第七十条の三」の下に「、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八」を加え、同条の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項並びに第七十条の六第一項、第三項、第五項、第八項及び第十項	二人	各々三人
	一人	各々二人

第百十五条第一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第六十二条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条第十項	公職の候補者	解職の請求を受けている普通地方公共団体の議会の議員又はその解職請求代表者

第百十七条中「第七十条の三」の下に「、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八」を加え、同条の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。

第七十条の五第一項、第三項、第六項及び第八項並びに第七十条の六第一項、第三項、第五項、第八項及び第十項	二人	各々三人
	一人	各々二人

第百十八条中「においては」を「には」に改め、同条の表第六十二条第二項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条第十項	公職の候補者	解職の請求を受けている普通地方公共団体の長又はその解職請求代表者

第百八十六条第一項中「においては」を「には」に改め、同項の表第六十二条第八項の項中「第六十二条第八項」を「第六十二条第九項」に改め、同表第七十六条の項中

第六十二条（第八項を除く。）

を

第六十二条第八項

に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

地方自治法第二百六十二条第一項において準用する第六十二条第九項本文及び第十一項	第六十二条

第百八十七条中「第七項まで、第八項ただし書及び第九項」を「第八項まで、第九項ただし書及び第十項」に、「第六十二条第八項本文及び第十項」を「第六十二条第九項本文及び第十一項」に改める。

第二百十三条の五第一項中「第七十条の三」の下に「、第七十条の四第一項本文、第二項本文及び第三項、第七十条の五第一項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十項、第七十条の六第一項、第三項、第五項、第六項、第八項、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項、第七十条の七第一項本文、第二項本文、第三項、第四項本文、第五項本文及び第六項、第七十条の八」を加え、同項の表第七十条の二第一項の項の次に次のように加える。